

## 介護保険料に係る賦課誤りについて

介護保険料の賦課について、事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の方々に対して保険料を過大に徴収又は誤って還付していたことが判明しましたので、お知らせするとともに深くお詫び申し上げます。

### 1 対象期間

平成27年度～令和2年度保険料（平成29年度～令和4年度処理分）

### 2 対象者及び金額

- 賦課誤りにより、介護保険料を過大徴収した人数及び金額 22人 489,780円
- 賦課誤りにより、介護保険料を過大還付した人数及び金額 6人 163,800円

### 3 原因

介護保険法第200条の2(平成27年4月新設)の規定で、介護保険料の賦課決定(変更)は、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてはすることができない」とされています。

この規定の「2年」を「2年度」と誤って認識していたことから、賦課決定ができない期間に変更の賦課決定を行ってしまったことによります。

### 4 今後の対応

保険料を過大に徴収した方については、速やかに訪問するなどしてお詫びし、増額の賦課決定を職権にて取り消し、返還する手続きを行います。

なお、保険料を過大に還付した方については、賦課決定ができる期間を過ぎていることから返還を求めることはできません。

### 5 再発防止策

今後、こうした事案が生じないように、以下の対策を講じ、組織内のチェック体制を強化することで、適正な事務処理の実施に万全を期して参ります。

- 法改正について確認した内容をシステム業者と共有し、賦課更正対象者を正確に抽出するためのシステム設定変更を検討する。
- 賦課更正対象者に係る確認表を作成し、担当係全員で賦課処理の確認を正確に行う。
- 法改正の際には担当係全員及びシステム業者と協議し正確な内容を把握した上で、必要に応じて国・県への確認や関係部局との情報交換を行う。